

放課後児童クラブについて(1)

1. 第一次報告におけるとりまとめ内容

第一次報告において整理された放課後児童クラブに係る新たな制度体系における方向性は以下のとおり。

- 放課後児童クラブについては、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、地域格差を生じさせることなく、全国的に実施していくべき。
- 質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要。
- 量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせず、小学校の積極的活用を図っていくことが必要。
- 大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題であり、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていくことが必要。
- サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべき。
- 量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方を、さらに検討していくべき。

2. 放課後児童クラブの事業の性格について

- 放課後児童クラブについては、平成9年、市区町村における地域の実情に応じた多様かつ柔軟な取り組みを促すため、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業として児童福祉法に位置づけられたところである。
- 第一次報告で取りまとめられたように、放課後児童クラブについては、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、これを前提として、制度の具体的設計を行っていく必要がある。

[児童福祉法(昭和22年法律第164号)]

第六条の二 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ (略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

3. 量的拡大について(1)

- 放課後児童クラブは就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスであり、保育と同様、共働き世帯の増加、潜在需要の高まりを踏まえ、スピード感のある提供量の抜本的拡充を図る必要がある。
- 提供量の抜本的拡充を図るための具体的制度設計を検討するに当たっては、以下の二つの側面から検討する必要があるのではないか。
 - ① 放課後児童クラブの基盤整備をどのように進めるか。
その際に、場所の確保、予算、人材確保などの事情によって基盤整備が抑制されることのないような仕組みとして、どのようなものが適当か。
 - ② 上記のような事情によりサービスが抑制されることなく、潜在需要も含め、個々のニーズに対応した提供が保障される仕組みとして、どのようなものが適当か。

3. 量的拡大について

(2) 基盤整備について

- 現行の放課後児童クラブについては、その実施自体が自治体の努力義務に止まっており、その基盤整備を確保するための制度的枠組みは存在しない。
- 自治体に対して、事業の実施に係る何らかの責務を課す必要はないか。
- 放課後児童クラブに係る基盤整備を確保する仕組みとしては、
 - ① 自治体に対し、放課後児童クラブを必要とする子ども数を勘案し、整備計画等を策定し、それに基づき基盤整備を行う、提供体制確保責務を法律上課すこと
 - ② 新たな制度体系において費用を支払う仕組みとして、客観的に一定の基準を満たす事業者については、対象とする仕組みとするといった枠組みが考えられる。
- ①については、介護保険制度など他制度においても採られている仕組みであり、一定の効果は期待できると考えられる一方で、現在の放課後児童クラブの実施状況を踏まえれば、提供体制確保責務を法律上課すことのみをもって、スピード感のある量的拡大を図ることができるかという点について、どう考えるか。
- ②については、現行においては、公立公営が4割強、公設民営が4割弱となっている。また、民営において行われている主体については、社会福祉法人、運営委員会（保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの）が中心となっている。さらに、その事業の性格から、その実施場所は学校内が約5割となっている。このような現状を踏まえると、②のような仕組みで量的拡大を図ることができるかという点について、どう考えるか。
- 基盤整備を図っていく上で、場所の確保が課題となるが、保護者のニーズにおいては学校での実施を望む声が多くなっている。一方で、サービスを受けるのは子どもであり、子どもの健全育成（様々な遊び、体験をすることができるようにする）の観点から、子どもが学校において継続して過ごすことについてどのように考えるか。

3. 量的拡大について

(3) 提供の保障について

- 現行、放課後児童クラブは、市区町村の事業(又は委託事業等)として実施されている。
- 新たな制度体系においては、個々人に対応する給付を行う仕組みも考えられるが、その場合、市区町村が放課後児童クラブに係る給付の必要性・量を判断し、それに基づいて放課後児童クラブに係るサービスを受けることができる仕組みが想定される。
- 一方で、放課後児童クラブの利用は放課後を中心として行われるものであり、利用日数、利用時間、年齢により求められるサービスの内容等が異なり、柔軟な利用を前提に置くことが適当であること、現行制度において、個々の子どもに対し、市町村が個別に判断してサービスを提供する取扱になっ
ていないことについて、どう考えるか。

その他の検討課題

4. 質の確保について
(1) 人員配置基準等

4. 質の確保について
(2) 担い手の質の確保

5. 人材確保について

6. 利用方式、利用者負担について

7. 財源・費用負担について

8. 放課後子ども教室との関係について